

改正

平成28年4月1日規則第60号
令和3年7月1日規則第59号
令和4年4月1日規則第26号
令和6年3月1日規則第29号

長浜市地域包括支援センター運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市地域包括支援センター運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又は変更

ウ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施

エ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公平性及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(3) センターの運営に関すること。

(4) センターの職員の確保に関すること。

(5) 地域包括ケアに関すること。

(6) その他センターに関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、協議会の議事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができるものとする。

(1) 軽微の決定を要する事項

(2) 緊急の決定を要する事項

(3) 既決事項の軽微な変更

(4) 会長が特に必要と認めたとき。

6 前項の規定による協議会の議事は、委員が提出した書面評決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿推進課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

(1) 市内に住所を有する介護サービス及び介護予防サービス事業者
(2) 保健医療関係者
(3) 市内に住所を有する介護保険の被保険者
(4) 市内に住所を有する介護サービス及び介護予防サービス利用者又はその家族
(5) 地域の社会的資源又は地域における権利擁護、相談業務等を担う関係者
(6) 学識経験を有する者
(7) その他市長が必要と認める者